

姫路城ライトアップイベント事業に係る企画及び
演出等業務委託公募型プロポーザル募集要項

(案)

令和7年5月

公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー

1 募集の概要

- (1) 業務名
姫路城ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務(以下「本業務」という。)
- (2) 本業務概要
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー(以下「ビューロー」という。)は、令和7年10月まで開催されている大阪・関西万博の賑わいを絶やすことなく、姫路への誘客及び滞在型観光の促進を図るため、インバウンドや流行に敏感な若者世代を取り込めるような魅力的なコンテンツを目指す。
- (3) 提案上限金額
50,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- (4) 契約期間
契約締結日から令和8年2月27日(金)まで
- (5) 開催期間
令和7年11月22日(土)～12月11日(木)(20日間)【雨天決行】
17時45分～21時15分(予定)

2 参加資格

参加表明をする者(以下「参加表明者」という。)は、次の各号に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 法人にあつては、姫路市税(以下「市税」という。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (4) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号)により業者登録名簿に登録された者(以下「登録業者」という。)である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。)がなされていないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 資本関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - (ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 平成27年4月1日以後に業務が完了した、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）が発注した特別史跡地内や国宝を有する史跡地内を会場としたイベントの履行実績を元請として有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー（観光地域イベント展開部）

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68番地

電話 079-280-8883 FAX 079-222-2410

E-Mail hime-kanko@himeji-kanko.jp

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年（2025年）5月7日（水）から 令和7年（2025年）6月16日（月）まで 土曜日、日曜日及び祝日を除く。
閲覧の場所	公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

期日等	内容
令和7年5月7日（水）	公告・募集要領、要求水準書等の提示
令和7年5月21日（水）正午まで	プロポーザル参加申込書提出期限
令和7年5月22日（木）	プロポーザル参加資格確認通知書発送
令和7年5月23日（金）正午まで	実施場所の見学申込期限
令和7年5月27日（火）	実施場所の見学
令和7年5月22日（木）から 令和7年5月28日（水）正午まで	質問受付期間
令和7年5月30日（金）午後4時以降	質問回答日
令和7年6月9日（月）午後4時まで	提案書提出期限
令和7年6月11日（水）	面接ヒアリング
令和7年6月11日（水）	契約候補者の特定
令和7年6月13日（金）	契約候補者の通知
令和7年6月16日（月）	契約締結及び結果の公表

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- (イ) 履歴事項全部証明書（令和7年4月1日以降に発行された最新のもの）
- (ウ) 関連企業申告書（様式第2号）
- (エ) 業務実績調書（様式第3号）

業務実績については、平成27年4月1日以後に業務が完了した、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）が発注した特別史跡地内や国宝を有する史跡地内を会場としたイベントの履行実績を元請として有する実績を記載すること。また、業務実績の内容が分かる書類（契約書及び仕様書等の業務内容のわかる書類の写しなど、履行したことを証する書類）を提出すること。

- (オ) 市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (カ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたもの）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等配布期間	令和7年（2025年）5月7日（水）から 令和7年（2025年）5月21日（水）まで 土曜日、日曜日及び祝日を除く。
閲覧の場所	公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー ※参加表明者は、ビューローホームページ「ひめのみち」 (https://www.himeji-kanko.jp/dmo/) に掲載する参加表明手続及び 提案手続に必要な様式等を必要に応じてダウンロードし使用する こと。

エ 提出方法

電子メールとする。

なお、履歴事項全部証明書、市税の納税証明書、国税の納税証明書については、PDFデータを電子メールに添付し、提出すること。（原本提出不要）

また、提出に際し、電子メールのタイトルは「参加表明書の提出について（事業者名）」とし、電子メール送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。

（電話）079-280-8883（担当部署）観光地域イベント展開部

オ 提出場所（送信先アドレス）

hime-kanko@himeji-kanko.jp

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年5月7日（水）から同年5月21日（水）正午まで

(2) 参加資格の確認

ア 参加資格の確認結果は、令和7年5月22日（木）までに参加資格確認通知書を電子メールにより通知する。

イ 参加資格がないと認めた者には参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、ビューローに対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年6月3日（火）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により、ビューロー

ーローに提出すること。ビューローは、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 実施場所の見学

姫路城ライトアップイベント事業の実施場所について、下記日時に見学することができる。参加希望者は、令和7年5月23日（金）正午までに電子メールでビューローへ連絡すること。なお、詳細日時については、令和7年5月23日（金）中に電子メールで連絡する。

- (1) 見学日 令和7年5月27日（火）時間未定
- (2) 集合場所 姫路城管理事務所（迎賓館前）

7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質問書（様式第4号）

イ 提出方法

電子メールとする。

質問書に質問事項の他、必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを電子メールに添付し、提出すること。（ファイル形式はMicrosoft Wordとする。）

※ 電話での質問には回答しない。

※ 質問提出締切日以後の質問は、一切認めない。

ウ 提出場所（送信先アドレス）

hime-kanko@himeji-kanko.jp

エ 提出期限

令和7年5月28日（水）正午まで

- (2) 質問に対する回答は次により行う

ア 回答開始日時

令和7年5月30日（金）午後4時から

イ 回答方法

回答はビューローホームページ「ひめのみち」(<https://www.himeji-kanko.jp/dmo/>)に掲載する。

なお、全ての質問と回答を記載した同一の内容の書類を、電子メールで全ての参加申込者に送付する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、ビューローホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が提案資料の評価に関する内容である場合は、回答しないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答しない。

ウ 質問者名は、公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

- (1) 提出書類（提案資料）及び提出部数

ビューローホームページに掲載する『姫路城ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託提出書類（提案資料）』の提出書類一覧に掲げる書類一式及び提出部数のとおり。

なお、様式第5号-1～7（各添付資料を含む。）には、**参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする**こと。

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

(3) 提出場所

公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー（観光地域イベント展開部）

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68番地

(4) 提出期間（提案受付期間）

令和7年6月3日（火）午前9時から同月9日（月）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(5) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。**提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。**ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料は、簡潔に内容が分かるように配慮すること。また、実現性のある提案を行うこと。

オ 要求した以外の資料は、審査対象としない。

カ 提案資料の提出後において資料の差替えは認めない。

キ 提出された提案資料は一切返却しない。

ク 提出された提案資料は本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

ケ 提出された提案資料は本業務以外の目的で使用しない。

コ 提案に当たっては、著作権等第三者の権利の関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。

サ ビューローは、プロポーザル前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、プロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることができる。この場合において、参加申込者に生じた損害は、当該参加申込者の負担とする。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料及び面接ヒアリングによるものとし、次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路城ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託選定会議において実施する。

ウ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費の最も低い者を契約候補者とする。事業費の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
(1) 業務実施方針等 (10点)	業務実施方針	ライトアップイベントのテーマを理解した業務の実施方針が提案されているか。実施方針に沿った事業コンセプト及びイベントタイトルとなっているか。	6点
	地域精通度	事業者の所在地は地域に精通しているか。	4点
(2) 会場構成 (40点)	演出全般・音響	姫路城の歴史的背景や藩主の生活及び迎賓の場であった歴史的事実をもとに、プロジェクションマッピングや音楽などを効果的に用いて三の丸広場全体を煌びやかな空間として演出し、城の価値や魅力を向上できているか。また、例年にはない新しい演出を取り入れ、有料イベントにふさわしいものとなっているか。	10点
	照明	石垣や門、樹木等を活用したプロジェクションマッピングなどのライティングに工夫が見られるか。	8点
	文化財保護	文化財保護に関する安全管理を図れているか。また、世界遺産や国宝の品位を損なう演出となっていないか。	4点
	体験型コンテンツ	大人や子供が楽しめるインタラクティブな仕掛けなど、来場者が楽しめるコンテンツを取り入れているか。	6点
	おもてなしコンテンツ	来場者の満足度向上のため、点灯式や演奏会等のおもてなしサービスのほか、会場内での滞在を促す空間づくりとして、市内事業者と連携した飲食等のおもてなしブースを演出・照明等と一体感をもって提案できているか。	8点
	貸与された機材の活用	貸与した機材を有効に活用した会場構成となっているか。	2点
	混雑対策	混雑対策のための必要な機材を準備しているか。	2点
(3) 業務実施体制 (10点)		業務担当責任者をはじめ、演出、運営関係、入退場管理等のための必要な人員体制となっているか。	6点

	外国人観光客に向けた受け入れ体制が整っているか。	4点
(4) 運営計画 (10点)	チケット販売や混雑時の対応及び入場規制を行う際の運営についての考え方を示すなど、事業で想定される、収容人員を適切に運営できる計画を策定しているか。	6点
	夜間イベントであることを理解するなど、来場者への安全対策が十分に講じられているか。	4点
(5) メインビジュアル、 広報宣伝(18点)	国内外向けに姫路城及び姫路の魅力発信にふさわしいデザインとなっているか。	6点
	専用ホームページのビジュアル及びサイト上の機能が広報宣伝に繋がる提案となっているか。	6点
	SNS等を活用するなど、イベント内容を広く周知できる広報宣伝となっているか。	6点
(6) 製作・実施スケジュール (4点)	業務スケジュールは実現可能かつ具体的に示されているか。	4点
(7) 事業効果の検証調査企画・ 実施(4点)	事業効果を図るための検証調査についての具体的な効果検証方法が提案されているか。	4点
(8) 事業費(4点)	見積額により算出	4点
合計	100点	

※ 下表のとおり 5段階評価で項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている。	各項目の配点×1.00
B	当該項目に関して優れている。	各項目の配点×0.75
C	BとDの中間程度	各項目の配点×0.50
D	当該項目に関して要求水準書の内容を満たす程度	各項目の配点×0.25
E	当該項目に関して満たしていない。	各項目の配点×0.00

(3) 評価基準及び得点化方法

ア 地域精通度

姫路市事務取扱要綱（昭和62年6月20日制定）第5条に規定する

市内業者である 4点

準市内業者である 2点

市外業者である 0点

イ 事業費

各提案者から提案された見積額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（見積額）に関する評価点の満点である4点を付与し、その他の提案者の評価点は、4点に第1位の見積額と当該提案者が示す見積額との比率を乗じた値を乗じて得た数（小数点以下三位を四捨五入する。）とする。

4点×（全提案中最低の受託希望金額／提案者が示す受託希望金額）

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点（小数点以下三位を四捨五入する。）と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点100点）

(4) 面接ヒアリング

面接ヒアリングは、提案書に関するプレゼンテーション及び委員からの質疑により実施する。

ア 日時

令和7年6月11日（水）・時間未定

※ 詳細時間については、後日連絡する。なお、実施日時に変更がある場合は、指示に従うこと。台風、豪雨その他天災等により、面接ヒアリングの実施を延期又は中止し、若しくはオンラインで実施する場合がある。面接ヒアリングを実施しない場合は、提出書類のみで審査する。

イ 場所

公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー（兵庫県姫路市本町68番地）

ウ 時間配分

プレゼンテーション15分、委員からの質疑10分程度を予定する。

※ 面接ヒアリングの参加者数により、時間配分等を調整することがある。

エ その他の注意事項

(7) 補完資料について

説明に当たっての補完的な資料の提出は、認めない。ただし、プレゼンテーションに視聴覚機器を利用する場合において、その内容を印刷したものは、その限りでない。その場合、提案書の内容から大きく逸脱することのないよう注意すること。

(8) 視聴覚機器について

視聴覚機器を使用する場合は、担当者に事前に申出の上、調整すること（パソコンやプロジェクター、スクリーン等を各自準備が必要な場合あり。）。設置及び撤収ともに5分程度を目安とし、速やかに準備を行うこと。準備時間は持ち時間に原則算定しないが、準備時間が長くなり審査に影響がでる場合は、退出を命じる場合があるので注意すること。

(9) 質疑応答時の注意事項

委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

(10) ヒアリング会場での注意事項

ヒアリング会場において、名刺交換や企業名、氏名の公表、社員証・社章の着用は禁止とする。

(5) その他

ア 提案者が1者の場合でも、面接ヒアリングの審査を実施する。

イ いずれの提案も前号における提案内容の評価において、「E」を含むなど、要求水準を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年6月11日（水）に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者についてはその旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は令和7年6月13日（金）午後4時までに、本件業務の見積書をビューローに提出すること。提出方法は、郵送又は持参とする。

なお、郵送の場合は、上記日時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年6月16日（月）を目途にビューローホームページ「ひめのみち」（<https://www.himeji-kanko.jp/dmo/>）に掲載する。

キ 審査の経緯については一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。基本的には提案内容に沿った形で委託契約を行うが、本件における提案はあくまで契約候補者選定の審査材料となるものであるため、実際の契約締結及び業務推進に当たっては、ビューローと協議した上で業務内容等の部分的な修正を行うことがあるので留意すること。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位のほかに契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、第9項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案書は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー経理規則第48条の規定を適用する。

11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加申込者は、第9項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意とする。）によりビューローに持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 見積額が提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

13 著作権等

- (1) 著作権は提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他ビューローが必要と認めるときには、ビューローは提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずは無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任

は、原則として提案者が負うものとする。

1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

企画提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、姫路市に準じ指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び企画提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、姫路市に準じ指名停止を行うことがある。
- (5) プロポーザルへの参加申込者は、参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。